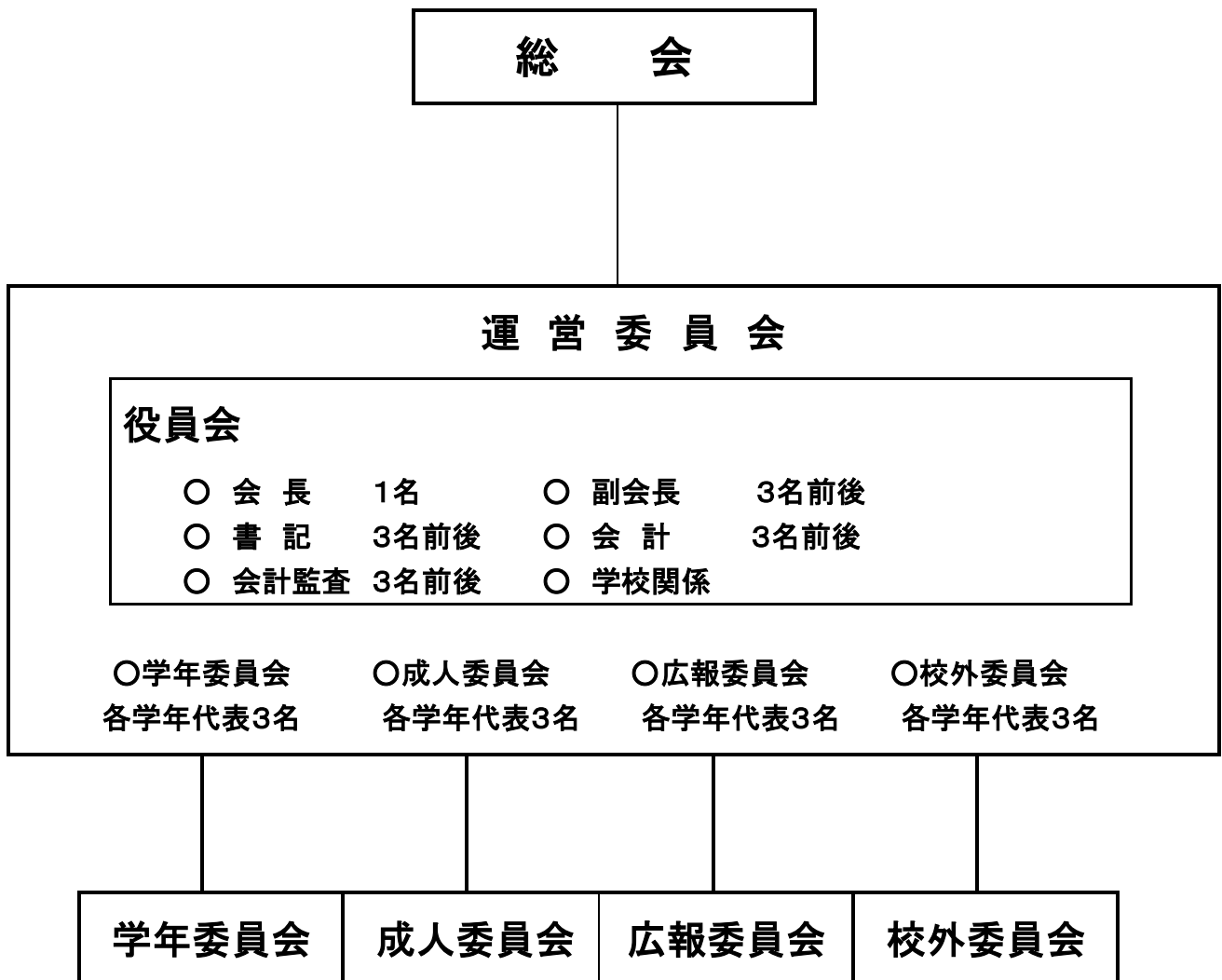


上一色中学校 PTA の組織

(組織表)



役員の選出方法

□ 本部役員、教職員と役員候補者を選出する。

運 営 委 員 会

⇒ 毎年10月頃
会員の中から次年度の役員候補者を選考
尚、会務等の経験者を優先し、再任予定役員の意見を
聴取する。

候補者と交渉

⇒ 本会の目的を理解してもらう。
選出にあたり予め会務名を定め、次年度の役員候補
者と交渉する。

推 薦 者 名 簿

⇒ 役員候補者の承諾を得てから、次年度役員候補者推薦
名簿を作成する。

定 時 総 会

⇒ 3月開催の年度末総会において次年度の役員を承認
⇒ 4月1日より役員に就任

専門委員会の活動とは

1. 専門委員会の活動

会則の目的を達成するための活動であり、具体的に例示すれば次のようなものである。

委 員 会 名	活 動 目 的	活 動 内 容 の 例
学 年 委 員 会	学校と協力して生徒の教育的環境を良くする 学年、学級の連絡調整	・学級、学年別懇談会の開催 ・卒業生体験談冊子の発行 ・卒業対策委員会発足
成 人 委 員 会	成人教育活動を通じ教養を高め、会員相互の親睦を深める。	・研修旅行の企画、開催 ・給食試食会、講習会の開催
広 報 委 員 会	PTA 活動を会員にお知らせするための広報活動	・PTA だよりの編集、発行
校 外 委 員 会	校外における生徒の交通安全の確保及び生活指導 青少年健全育成の活動	・夏休みパトロールの実施 ・小岩地区環境を良くする運動

2. 専門委員会の構成

専 門 委 員 会	
○各学年代表	3名(各学年1名)
○教 職 員	若干名
○委 員	20名以上

- * 委員会によって委員等の人数が若干異なる。
- * 委員会内部に書記及び会計を置くことができる。

江戸川区立上一色中学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 (名 称)

この会は、江戸川区立上一色中学校PTA（以下「本会」という。）と称し、事務所を江戸川区立上一色中学校（以下「本会」という。）内に置く。

第2条 (会 員)

本会の会員は、次のとおりとし、議決権は1家庭につき1件とする。

1. 本校の在生徒の保護者
2. 本校の在職教職員

第3条 (目的及び活動)

本会は本校の教育方針に基づいて教育の振興発展を図ることを目的とし、これを達成するために次の活動を行う。

1. 家庭・学校及び社会における生徒の健全育成を増進する。
2. 生徒の教育的環境を良くする。
3. 生徒の幸福のため保護者と教師が協力する。
4. 会員の親睦と教養を深める。
5. その他本会の目的達成に必要な活動をする。

第4条 (方 針)

本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党・宗教にかたよることなく又、営業的行為は一切行わない。
2. 本会又は、本会役員の名で、どんな営利的企業も支持しない。又、どんな職務の候補者も推薦しない。
3. 青少年の健全育成のために活動する他の団体や機関と協力する。
4. 本校の教育行政に干渉しない。

第5条 (会議、機関)

本会の目的を達成するために、次の機関を設ける。

1. 総 会
2. 役 員 会
3. 運営委員会
4. 専門委員会
5. 特別委員会、その他

第2章 総会

第6条 （総会の招集）

本会の定時総会は、年2回とし、臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、又は、会員の5分1以上の要求があった時、会長が招集する。

第7条 （成立、決議）

総会は、全会員をもって構成され、会員の過半数（委任状を含む）の出席により成立し、その出席した会員の過半数をもって決議する。

第8条 （審議、決議事項）

総会は、次の事項を審議し決議する。

1. 年度末総会（3月開催）
 - （1）次年度に就任する役員の承認
 - （2）年次活動報告
 - （3）その他重要事項
2. 新年度総会（4月～5月頃開催）
 - （1）年次活動計画
 - （2）収支決算書
 - （3）収支予算書
 - （4）会員の表彰
 - （5）その他重要事項

第3章 役員

第9条 （役員の員数）

本会の役員は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------|------|--------|------|
| 1. 会長 | 1名 | 2. 副会長 | 3名前後 |
| 3. 書記 | 3名前後 | 4. 会計 | 3名前後 |
| 5. 会計監査 | 3名前後 | | |

第10条 （役員の選任）

役員は、運営委員会の推薦により総会の決議をもって選任される。

第11条 （役員の任期）

役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。（兄弟は免除）

第12条 （役員の任務）

役員会は本会の基本的事項等を審議する。役員の任務は、次のとおりである。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括して各種会議を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときその代理を務める。

3. 書記は、本会の会議の議事及び活動の記録並びに事務一般を担当する。
4. 会計は、本会の金銭の収入・支出の計算等の会計全般を担当する。
5. 会計監査は、本会の会計についての監査を担当する。

第4章 役員会

第13条 （構成）

役員会は、会長、副会長、書記、会計及び会計監査で構成し、学校関係者も含む。

第14条 （審議事項等）

1. 役員会は、総会の議案書作成、会則改正の起案、規則及び慶弔規定の改正、収支予算案及び収支決算案の作成、その他重要事項の審議にあたる。
2. 役員会は、必要な時のみ開催する。

第5章 運営委員会

第15条 （構成）

運営委員会は、役員並びに各専門委員会の各学年代表で構成する。

第16条 （成立、決議）

運営委員会は、構成員の過半数の出席により成立し、その出席者の過半数をもって決議する。

第17条 （審議事項等）

1. 運営委員会は、次の事項を審議し、決議する。
 - (1) 各専門委員会の活動を審議、決議する。
 - (2) 収支予算及び決算を審議する。
 - (3) 役員候補者の承認。
 - (4) 学校行事への協力。
 - (5) その他本会の運営について審議する。
2. 運営委員会は、適宜開催する。

第 6 章 専門委員会

第 18 条 （専門委員会の種類）

専門委員会は、次のとおりとする。

1. 学年委員会
2. 成人委員会
3. 広報委員会
4. 校外委員会

第 19 条 （委員会の構成）

専門委員会は、各学年代表及び委員並びに教職員で構成する。

第 20 条 （各学年代表の選任等）

1. 専門委員会の各学年代表は、各専門委員会の中から選出され会長が委嘱する。
2. 教職員は、いずれかの専門委員会に所属し、助言する。

第 21 条 （委員の選出方法）

1. 各学年から委員を選出する。
2. 各学年の委員は、各専門委員会に所属する。
3. 本会員は、3 年間に 1 度以上は委員会活動に参加する。

第 22 条 （委員の任期）

各専門委員会の委員の任期は、1 年とする。但し再任を妨げない。

第 23 条 （専門委員会の活動）

各専門委員会の活動内容その他の細目は、規則において定める。

第 7 章 会 計

第 24 条 （会 費）

本会の会費は、会員 1 世帯当たり年額 4,000 円とする。

第 25 条 （経 費）

本会の経費は、会費並びに篤志家の寄付金をもってこれに当てる。

第 26 条 （会計年度）

本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 27 条 （会計監査）

本会の会計監査は、前期・後期の年 2 回の監査を行うものとする。又、必要に応じて臨時監査を行うことが出来る。

第 8 章 雑 則

第 28 条 （学校長の出席）

学校長は、本会が開催するすべての会議に出席して意見を述べることができる。

第 29 条 （顧問、相談役）

本会には、必要に応じて顧問及び、相談役をおくことができる。

第 30 条 （慶弔規定）

本会の会員に係わる慶弔、見舞に関する支給基準については、別に定める慶弔規定による。

第 31 条 （表 彰）

本会の目的を達成するために特に貢献した会員については、定時総会において表彰する。

第 32 条 （規 則）

本会の会則の細目については、規則において定める。

第 33 条 （疑義審議）

本会の会則に疑義があるときは、役員会において審議し、判断する。

第 34 条 （会則の改正）

本会の会則の改正は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の決議によるものとする。

第 35 条 （規則等の改正）

本会の規則及び慶弔規定の改正は、役員会において審議し、決議する。

(付 則)

昭和57年4月27日より実地

平成 4年4月25日一部改正、実地

平成 5年3月 8日一部改正、平成 5年4月1日より実地

平成 6年3月 5日一部改正、平成 6年4月1日より実地

平成 7年3月 4日一部改正、平成 7年4月1日より実地

平成 9年5月17日一部改正、実地

平成13年3月 3日一部改正、平成13年4月1日より実地

平成16年3月 5日一部改正、平成16年4月1日より実地

平成18年3月 6日一部改正、平成18年4月1日より実地

平成19年3月 6日一部改正、平成19年4月1日より実施

平成22年3月 4日一部改正、平成22年4月1日より実施

平成27年3月 5日一部改正、平成27年4月1日より実施

平成28年3月 3日一部改正、平成28年4月1日より実施

平成30年3月 2日一部改正、平成30年4月1日より実施

令和 3年3月 3日一部改正、令和 3年4月1日より実施

令和 4年3月 5日一部改正、令和 4年4月1日より実施

令和 5年5月16日一部改正、令和 5年5月26日より実施

江戸川区上一色中学校PTA規則

第1条（委員の選出方法）

専門委員会の委員の選出は、次のとおりとする。

1. 各学年から委員を選出する。
 - ① 学年委員として、各学年毎に選出
 - ② 成人委員として、各学年毎に選出
 - ③ 広報委員として、各学年毎に選出
 - ④ 校外委員として、各学年毎に選出

第2条（専門委員会の活動）

専門委員会の活動は、会則の目的を達成するための活動であり、具体的に例示すれば次のようなものである。

1. 学年委員会・・・学年懇談会等の学年・学級の諸活動、学年の連絡調整、卒業生体験談冊子の発刊、3学年のみ卒業対策委員会発足
2. 成人委員会・・・研修旅行、講習会、給食試食会の開催等会員の研修活動
3. 広報委員会・・・PTAだよりの編集・発行
4. 校外委員会・・・夏休みパトロール、小岩地区環境をよくする運動

第3条（委員会の開催）

専門委員会の開催は、各学年代表が連絡して招集する。

第4条（活動報告書の保存）

専門委員会の活動の記録は、活動報告書としてPTA共有財産として保存する。

第5条（研修会への参加）

専門委員会の委員は、江戸川区教育委員会、江戸川区立中学校PTA連合協議会が主催する基礎研修会、中央研修会へ参加して研修を受ける。

第6条（委員の任期の始期と終期）

専門委員会の委員の任期は、当年の合同委員会開催の日から、翌年の新年度総会の終了の時迄とする。

第 7 条（役員の任期の始期と終期）

役員の任期は、同一任務 1 年間とし、当年 4 月 1 日に始まり、翌年の新年度総会の終了の時迄とする。

第 8 条（役員候補者名簿）

運営委員会は、10 月以降、すみやかに会員の中から次年度の役員候補者を選考して、役員候補者名簿を作成する。

第 9 条（役員候補者の選考基準）

1. 運営委員会は、役員の選出に当たり予め会長、副会長、書記、会計、会計監査等の会務名を定め推薦することが望ましい。
2. 役員候補者の選出に当っては、再任される役員の意見を聴取し参考とする。

第 10 条（会費の納入時期）

会費の口座引き落としについては、年額を 5 月と 9 月の 2 回の分割にして行う。

第 11 条（相談役）

本会の相談役は、本校歴代 P T A 会長と現学校長とし、任期は定めない。

第 12 条（表彰基準）

会員の表彰は、感謝状等の贈呈をもって行い、その基準は次の通りとする。

1. 役員として会務を 1 年以上担当した者。
2. 専門委員会の各学年代表としての任務を 1 年間遂行した者。
3. 本会の目的達成のために特に貢献したと役員会が認めた者。

第 13 条（P T A だよりの配布基準）

P T A だより等の配布物の配布基準は、次の通りとする。

1. 会長については、継続配布する。

* 江戸川区立中学校 P T A 連合協議会（江中 P 連）は、江戸川区立の中学校 33 校で組織し、地域別に 4 つのブロックに分類して活動している。

第 1 ブロックは、 9 校（小松川、松江地区）

第 2 ブロックは、10 校（葛西、清新地区）

第 3 ブロックは、 7 校（篠崎、瑞江地区）

第4ブロックは、7校（小岩、上一色地区）

本校は、第4ブロックに所属し、その7校は次の通りである。（行政順）

①鹿本中 ②小岩第一中 ③小岩第二中 ④小岩第三中 ⑤小岩第四中⑥小岩第五中 ⑦上一色中

* 青少年健全育成協議会は、鹿本地区・西小岩地区の2地区に所属する。

（付 則）

平成 4年4月25日会則より分離制定

平成 5年3月 8日一部改正、平成 5年4月1日より実施

平成 6年3月 5日一部改正、平成 6年4月1日より実施

平成 7年3月 4日一部改正、平成 7年4月1日より実施

平成 9年5月17日一部改正、実施

平成13年3月 3日一部改正、平成13年4月1日より実施

平成16年3月 5日一部改正、平成16年4月1日より実施

平成18年3月 6日一部改正、平成18年4月1日より実施

平成22年3月 4日一部改正、平成22年4月1日より実施

平成24年3月 2日一部改正、平成24年4月1日より実施

令和 3年3月 3日一部改正、令和 3年4月1日より実施

令和 4年3月 5日一部改正、令和 4年4月1日より実施

令和 5年5月16日一部改正、令和 5年5月26日より実施

江戸川区立上一色中学校PTA慶弔規定

I. 会則（慶弔規定）の適用範囲

本会の会員に係る冠婚葬祭、災害、病気等が生じた場合の見舞金の支給基準について規定する。尚、支給基準について疑義が生じたときは、役員会において審議し決定する。

II. 弔慰金

1. 会員本人の死亡（配偶者を含む） 10,000円
2. 生徒の死亡 10,000円
3. 教職員家族の死亡
 - (1) 本人の父母及び子女の死亡 10,000円
 - (2) 配偶者の父母の死亡 5,000円
4. 特別職員（校医・薬剤師等）の死亡 5,000円
5. 地区の町会長及び相談役の死亡（尚それに準ずる場合） 5,000円
6. 本会の相談役（歴代会長・現校長）の死亡 5,000円

III. 病気見舞金

生徒、教職員及び特別職員が病気、怪我等で欠席又は、入院した場合は、次の見舞金を支給する。但し、1年間に同一病名で2回以上の病欠・入院した時には、初回のみとする。

1. 1ヶ月以上の病欠の場合 1ヶ月の時点で、5,000円
2. 10日以上以上の入院の場合 10日の時点で、5,000円

IV. 災害見舞金

会員において、不慮の災害等により被害を被った場合は、その都度、役員会において審議のうえ災害見舞金を支給する。

V. 祝金

1. 教職員の結婚 10,000円
2. 教職員及び配偶者の出産（第一子に限る） 5,000円
3. 関係小学校及び中学校への祝金 学校間申し合わせ金額による。
4. 関係町会、自治会の祭礼等 5,000円
5. 部活動の全国規模大会出場祝金（団体）..... 100,000円
(個人)..... 20,000円

※全国大会祝金の給付は申請に基づき役員会で協議し決定する

但し部活動団体・個人共に年1回までとする

VI. 餞 別

職員の転退職の場合は、本校の勤務年数により次の餞別を支給する。

1. 勤務年数3年以内の場合 5, 0 0 0 円
2. 勤務年数3年を超える場合 1 0, 0 0 0 円

(注1) 関係小学校とは、①上一色南小 ②本一色小をいう

(注2) 関係中学校とは、①鹿本中 ②小岩一中 ③小岩二中 ④小岩三中
⑤小岩四中 ⑥小岩五中をいう

(注3) 関係町会、自治会とは、①上一色南部町会 ②上一色西町会 ③興宮自治会
④本一色自治会 ⑤上一色中町会 等をいう

(付則)

1. 平成 3年6月8日改正
2. 平成 5年3月8日改正
3. 平成 6年3月5日改正
4. 平成 7年4月1日改正
5. 平成16年3月5日改正
6. 平成18年3月6日改正
7. 平成19年3月6日改正
8. 平成22年3月6日改正
9. 平成24年3月2日改正
10. 平成28年3月3日改正
11. 令和 2年1月23日改正
12. 令和 4年3月3日改正
13. 令和 5年5月16日改正、令和5年5月26日より実施

江戸川区立上一色中学校 P T A

〒1 3 3 - 0 0 4 1

江戸川区上一色1—8—1 1

TEL 0 3 (3 6 5 3) 5 4 0 7 (代)